

水質汚濁防止法等の改正及び 水質分野の監視指導状況について

北九州市環境局
環境監視部環境監視課
水質土壤係



主な内容

1 水質汚濁防止法等の改正について

(1) 暫定排水基準の見直し

2 水環境の保全

(1)水環境の現況

(2)発生源の監視

(3)行政指導

(4)事故時の措置

3 事例紹介

4 まとめ



1 水質汚濁防止法等の改正について

(1)暫定排水基準の見直し



平成13年7月に以下3物質の一般排水基準を設定

硝酸性窒素等 100mg/L

ほう素 10mg/L (海域排出の場合は230mg/L)

ふつ素 8mg/L (海域排出の場合は15mg/L)

【令和7年6月30日まで】

10業種に属する事業場について暫定排水基準が定められている。

【令和7年7月1日以降】

- ・暫定排水基準が期限を迎える8業種のうち7業種について
一部の基準を強化しつつ、暫定排水基準を延長(令和10年9月30日まで)
- ・1業種(ジルコニウム化合物製造業)は一般排水基準へ移行



硝酸性窒素化合物の基準の見直し

現行		基準値	適用期間	基準値	適用期間
業種その他の区分					
畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号の二口に掲げる施設を有するものに限る。）	300	R4.7.1～ R7.6.30	400	一般排水基準	-
畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	400		400	R7.7.1～ R10.9.30	
ジルコニウム化合物製造業	350		一般排水基準	-	
モリブデン化合物製造業	1,300		1,300	R7.7.1～ R10.9.30	
バナジウム化合物製造業	1,650		1,350		
貴金属製造・再生業	2,800		2,800		

ほう素及びその化合物の基準の見直し

現行		基準値	適用期間	基準値	適用期間
業種その他の区分					
電気めっき業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	30	R4.7.1～ R7.6.30	30	30	R7.7.1～ R10.9.30
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	40		30	30	
金属鉱業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	100		100	100	
下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	40		40	40	当分の間
旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）	300		300	300	
旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）	500		500	500	



ふつ素及びその化合物の基準の見直し

現行			
業種その他の区分		基準値	適用期間
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用海域に排出水を排出するものに限る。）	12	R4.7.1～ R7.6.30	10
電気めっき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用海域に排出水を排出するものに限る。）	15		15
電気めっき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	40		40
旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかつた温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用海域に排出水を排出するものに限る。）	15	当分の間	15
旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであって一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30		30
旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであって、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50		50

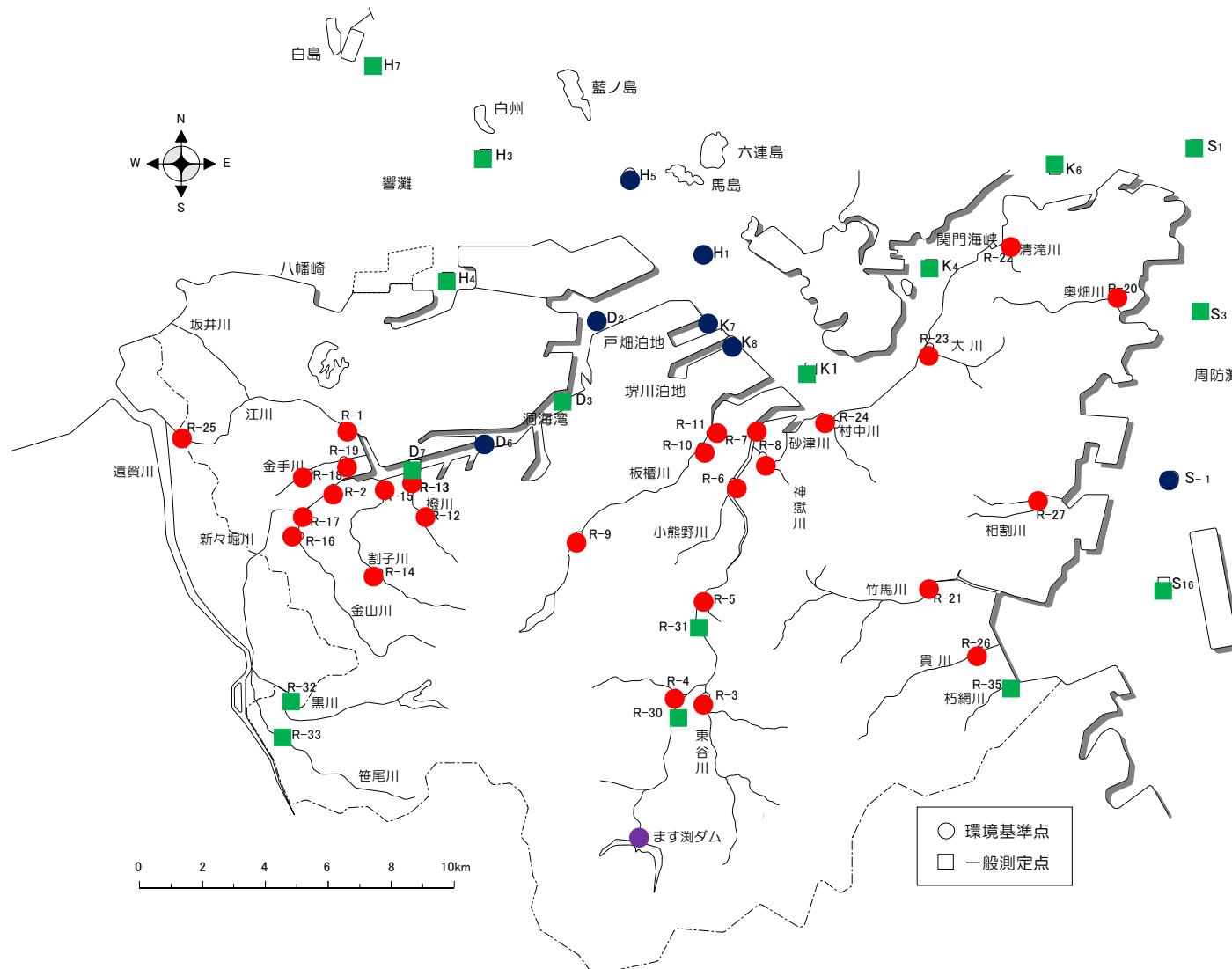


2 水環境の保全

(1)水環境の現況



北九州市の基準点(調査地点)



調查地點

河川

●環境基準点

16河川27地点

■一般測定点

4河川|5地点

湖沼(ます渕ダム)

●環境基準点

1地点

海域

●環境基準点

7地点

■一般測定点

11 地点



令和6年度 公共用海域の環境モニタリング結果

	基準超過項目	備 考
河川	ほう素：8 地点	海水の影響と判断
湖沼	—	—
海域	—	—

※ 河川のほう素は汽水域であり、海水の影響と判断



公共用水域の環境モニタリング結果の公表

北九州市の環境モニタリング結果

- 令和7年度測定結果(速報値)…令和7年度の河川・海域等の測定結果を掲載
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/00600489_00002.html

- 北九州市の環境(環境白書)…平成14年度版～令和7年度版(R6年度結果)まで掲載
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/00101258_00001.html

The screenshot shows the official website of Kitakyushu City. The header includes the city logo, a search bar, and links for emergency medical, call center, organization, and site search. The main navigation menu has links for Top, Life Information, Tourism, Business/Industry, Municipal Information, and City Announcements. The breadcrumb navigation shows the path: Top Page > Life Information > Environment > Environment > Environmental Protection > Environmental Monitoring Results. The page title is '北九州市の環境モニタリング結果' (Environmental Monitoring Results). It displays a list of links under the 'Environmental Protection' category, including '北九州市の環境モニタリング結果' (Environmental Monitoring Results), '大気汚染対策' (Air Pollution Countermeasures), '土壤汚染対策' (Soil Pollution Countermeasures), and 'アスベスト対策' (Asbestos Countermeasures). The page number is 000000484.



2 水環境の保全

(2)発生源の監視



排水規制遵守のための仕組み(主な関係法令)

◆水質汚濁防止法

水質汚濁防止法施行令別表第一

特定施設

排水基準を定める省令別表第一

排水基準(有害物質)

別表第二

排水基準(その他の項目)

水質汚濁防止法施行令第三条の三

指定物質

第四条の二

指定水域

別表第二

指定地域

水質汚濁防止法施行規則第一条の五～第一条の七

総量規制基準

◆瀬戸内海環境保全特別措置法

特定施設の設置の許可

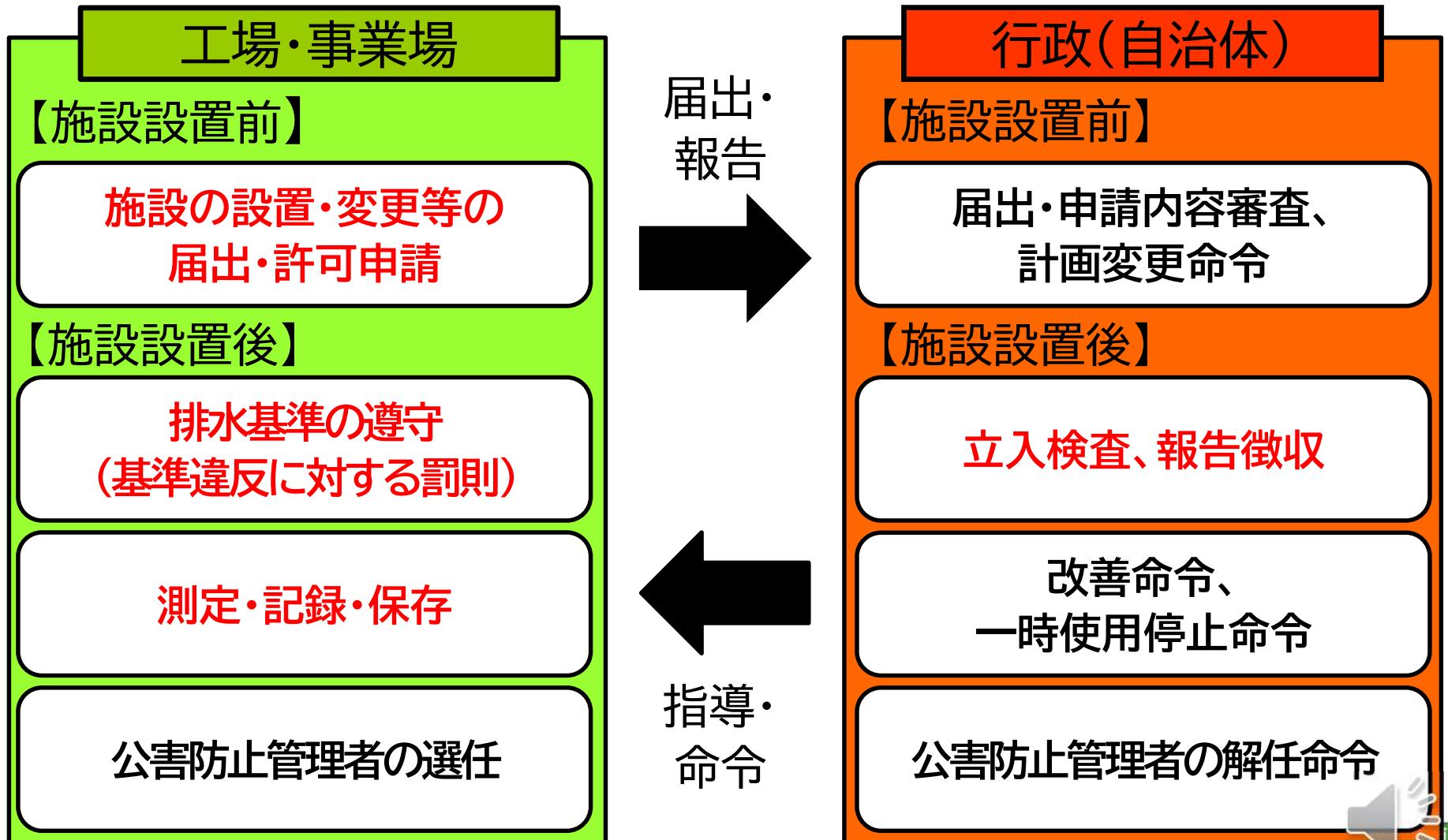


排水規制遵守のための仕組み(その他関係法令)

- ◆環境基本法
- ◆ダイオキシン類対策特別措置法
- ◆特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- ◆土壤汚染対策法
- ◆福岡県環境保全に関する条例
- ◆福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例



排水規制遵守のための仕組み



立入検査時の確認内容 －水質－

届出について

- ・施設の構造や使用の方法等に変更はないか
- ・無届の施設はないか

測定実績

- ・測定回数や測定項目は適切か
- ・測定結果の保存は問題ないか
- ・測定結果は基準に適合しているか

運転管理状況

- ・施設や配管等の保守点検作業は適切か
- ・有害物質使用特定施設等からの漏洩等はないか
- ・排水処理等に異状はないか

公害防止体制の整備

- ・公害防止管理者等の選任状況
- ・管理値等を設定しているか
- ・緊急時の連絡体制は整備されているか



行政測定

令和6年度 採水実績(排水口数)

	実施件数
測定	水質汚濁防止法
	瀬戸内海環境保全特別措置法
	ダイオキシン類対策特別措置法



市への連絡が必要な場合

- 特定施設等の新規設置・構造等の変更
計画段階で相談を
- 排出水の排水基準超過
速やかに市に報告 ⇒ 原因究明の実施
排水基準超過結果の記録も適切に保存
※原因が判明した場合も
- 水質事故等が発生した場合の対応
応急の措置の実施
環境監視課へ連絡(事故発生の速報):582-2290
⇒「事故時の措置の届出書」の提出



2 水環境の保全

(3)行政指導



届出値超過などが生じた場合

立入検査、行政測定、自主測定

☞ 自主測定において届出値超過等があった場合にも市に通報をお願いします。

届出値、協定値、基準値等超過

行政指導
(改善指示・文書注意・警告)

改善計画書の提出
原因調査・再発防止策の実施

改善確認

改善報告

改善命令

基準値、協定値超過

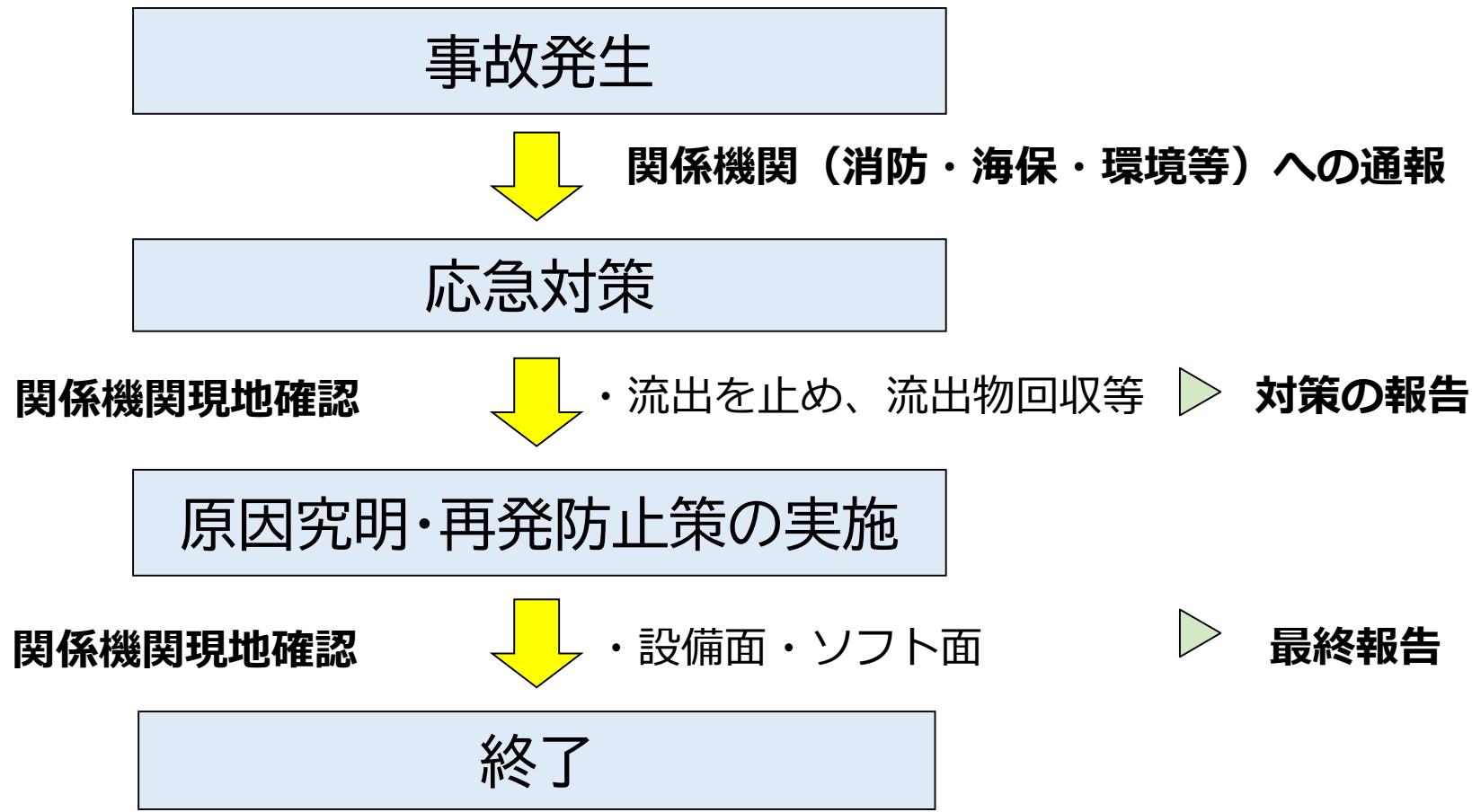


2 水環境の保全

(4)事故時の措置



事故時の措置【事故発生時の流れ】



☞ 講じた再発防止策について、継続実施が必要。



事故時の措置【有害物質等流出事故の届出】

有害物質、指定物質、油が
公共用水域に流出したとき、地下に浸透したとき



市への届出が必要
(水質汚濁防止法第14条の2)

河川管理者等から原状回復や措置に要した費用を請求され
る可能性があります。



3 事例紹介



令和6年度 届出値等の超過件数

届出値等超過件数		
行政測定	1	許可申請値の超過により、文書指導
自主測定	3	排水基準値及び許可申請値超過により、報告徵収
事故等	11	報告徵収



令和6年度 事例(1) 排出水のpH規制値超過事故



ストレーナ籠型網



ストレーナ目詰まりの原因となった結晶

スラリータンク入口のストレーナで目詰まりが発生

→ オーバーフローした排水が直接排水溝へ
流入したこと、排出水のpHが規制値を超過した。



令和6年度 事例(2) タンク破孔部から濃硫酸の漏えい



漏えい物質 98%濃硫酸
漏えい量 約50m³

底部分が腐食し、破孔

漏えいした濃硫酸は防液提内に収まり、
公共用水域への流出はなし



4 まとめ



施設の管理は適切ですか？

- 漏えい事故を未然に防止するために、環境法令の遵守、施設の日常的な管理に努め、異常が発生した場合の体制を整備しておくことが重要。

排出水の規制



- ・届出事項に変更はないか(施設、排水系統等)
- ・測定回数は適切か
- ・設備の点検状況は適切か
- ・測定結果の確認・報告体制は整備されているか
- ・異常時の対応について体制は整備されているか

地下水汚染未然防止



- ・漏洩箇所はないか
- ・日常点検は適切か
- ・点検結果の確認・報告体制は整備されているか



ご清聴ありがとうございました。

